

青梅市福祉センター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市公共施設等総合管理計画における方針にもとづき、青梅市福祉センターを用途廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市福祉センター条例を廃止する条例

青梅市福祉センター条例（昭和 46 年条例第 38 号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に、この条例による廃止前の青梅市福祉センター条例（以下「廃止前の条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による使用の承認を受けた者にかかる廃止前の条例第 9 条第 2 項ただし書の規定による使用料の徴収および第 10 条ただし書の規定による使用料の還付については、なお従前の例による。

(原状回復の義務に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の前日に行われた行為に対する廃止前の条例第 15 条に規定する原状回復の義務については、なお従前の例による。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の前日の使用に際して生じた損害に対する廃止前の条

例第16条の規定による賠償については、なお従前の例による。